

我々の態度を聲明す 調停委員會に對する

今回電氣局の發表した整理案は、從業員萬八百名の全員解雇と賃銀半減による職務採用と云ふ、前古未會有の彈壓案であり、此の案の實施によつて從業員の生活は根底より破壊せられるのである。

我等は此の整理案が從業員に餓死的生活を強要するのみでなく、斯かる暴案によつても電氣局の更生は不可能であることを確信し、又此の案の實施がのではないことを確信し、案の実施が

社会全般に及ぼす影響の甚大なるを恐れ、案の撤回を當局に要求したのであつた。

然るに當局は我々の要求に耳をも堵さず、即時拒絶し一方的な專斷によつて飽迄、其の實施を固守し貪りとし

て肯かなかつたのである。斯くて我々も如何共諧なく當局に反省を求める其の撤回を要求して罷業の舉に出たのである。しかし乍ら我々は交通労働者の罷業が社會的影響の深甚なるを考慮し、當局に於て誠意を示さば、何時にも罷業は打切るべきことは罷業宣言以來我等の繰り返し聲明したことである。

罷業開始以來交通事故は續出し、交通不安は極度に高まりつゝあるにも拘はらず、當局は却つて感情的となり圓滿なる解決への道は、深刻なる罷業の激化へと方向を向け來つたのであつた。

斯くて罷業十有一日、強制調停命令となり、我等は罷業を休戦し、電氣局は整理案を留保し、九月二日の發表以前に立退ることになつたのだ。我等は罷業に對して尙充分の餘力を發揮してゐる。此の餘力を有する一萬三千の全體労働員をして休戦、一糸の如く行動せしめることが、如何に難事中の難事であり、容易ならざるものであるから論を俟たないので、しかも我等は此の難題を勇敢に決行した。そは罷業案の全的留

保の當局の聲明を堅く信じ、交通不安の一刻も遠なる除去を念願したからである。

然るにその後の當局は整理案は一應留保したとは云ひ罷業中に於ける派生的問題たる職員者の就業出勤を拒否し、或ひは十六日夜に至り電燈調査員の二十一名の全員に對して、急遽選舉内容説明により出勤停止を命ずるが如き、我々は當局の無謀にして今尚一片の誠意の片鱗だも見ることの出來ざるのみか、却て挑戦的態度に出でつゝあることに對して、斷乎として其の非を攻め即時反省を求めるべばならぬ。又斯かる態度を以て調停委員會に臨むとすれば、其の歸着する所今日より明瞭である。

我々は管て昭和七年の強制調停委員會に於ても、一千六百名の職員と二百萬圓の賃下を餘儀なくされたのであった。だが當時に於ける委員會に於ては、只に我々の賃下げのみでなく市電今日の恐慌の最大原因たる市債の整理の如き、或ひは電力問題の如きも討議決定されたるにも拘はらず、斯かる方面に對して何等其の實行を企圖しないのである。近く聞かれんとする調停委員會は當局の今猶頑迷固陋なる態度によって、到底圓満なる進行は期すべくもない。當局にして今日の態度を改めず委員會に臨むとすれば、其の決然や期して待つべきのみである。其の結果起る程度の憂慮すべき事態に對しては、その責當局があつて我等の開知せざる所にてあることは以上によつて明らかである。

我等は茲は當局が驟然として反省し、整理案を全的に留保し、調停委員會に臨まれんことを要望すると同時に、誠意を示さざる限り、決裂の責當局にあることを断言するものである。

右聲明す

昭和九年九月二十一日

東京交通労働組合
争議團首腦部